

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	質 問 内 容	回 答 内 容	回 答 日	備 考
1	<仕様書2 調達仕様(3)供給電気の種類> 一般社団法人日本卸電力取引場の非化石価値取引市場における買入札総量が売入札総量を上回り、トラッキング付非化石証書の必要量を調達できず、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わないことについて承諾いただけるか。	環境価値については必ず付加していただく必要があります。	令和6年6月11日	
2	<仕様書2 調達仕様(3)供給電気の種類> 契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離(目安として80%以下もしくは120%以上)があった場合、調達していたトラッキング付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか(事前相談がなく、その結果トラッキング付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わない)。	契約書第12条に該当する場合は協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。	令和6年6月11日	
3	<仕様書2 調達仕様(10)その他 オ> 入札参加資格申請時に提出する「特定電源割当計画書」の別紙に記載される「供給元発電所名」は、応札時には未定であるため「未定」と記載のうえ、入札に参加しても問題ないか。 また、トラッキング付非化石証書の調達状況により、半期ごとの記載事項について、提出までに1～2か月程度の時間を要するが、取扱に問題ないか。	本調達では「特定電源割当計画書」の提出は求めておりません。なお「特定電源割当証明書」は半期ごとに1回提出するものであり、入札時に提出いただく必要はございません。 また、「特定電源割当証明書」を提出するまでに1～2か月程度を要することについて、問題はありませんが、仕様書のとおりできるだけ速やかにご提出いただけますようお願いいたします。	令和6年6月11日	

4	<仕様書2 調達使用(10)その他 ウ> <燃料費調整制度に関する質問> これまで、各小売電気事業者は主に同一の燃調制度を採用していたが、至近では、独自の燃調制度を採用する小売電気事業者が増えてきている。こうした背景から、入札書に燃調費を加味しない金額を記載する入札の場合、入札金額だけでは実際の請求金額の水準比較が困難となりつつある。 例えば、入札金額は安価だが、燃調制度によりプラス調整となるA社と入札金額は高価だが、燃調制度によりマイナス調整となるB社では、従来A社が落札となるが、実際の請求金額ではA社の方が高く、B社の方が安いといった事象が起こり得る。このようなことが想定される状況であっても、入札金額には、燃料費調整額を含めない取り扱いでよろしいか。	よろしいです。	令和6年6月11日	
5	<契約書 第9条(計量及び検査)・第11条(電気料金の算定及び支払)> 弊社は一般送配電事業者から通知される30分値使用量に基づき使用電力量を算定しており、計量における検査を受ける特段の機会がないことから、使用量の通知(Web等)をもって検査を受けたとみなす取扱いが可能か。	可能です。	令和6年6月11日	
6	当社は、次の場合に、電力契約標準約款(高圧)を変更することがあり、この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款に基づき変更することは可能か。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要があるが生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	契約書第12条のとおり、受注者と発注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。	令和6年6月11日	
7	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍))を適用し、すでに申し受けた料金との差額)および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約書に定めのない事項等については、契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。 なお現段階において、契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少する予定はございません。	令和6年6月11日	
8	「入札金額積算書(内訳書)」に記載する電力量料金単価には、電気価値相当額と環境価値相当額を合計した金額を記載するという理解でよいのか。 また、実際の料金請求時に発行する請求書には、電気価値相当額と環境価値相当額を分けて記載しても問題ないか。	質問に記載されている「入札金額積算書(内訳書)」は「契約単価積算内訳書」のことと推察しますが、当該内訳書には電気価値相当額と環境価値相当額を合計した金額を記載するという理解でよろしいです。 また、請求書に電気価値相当額と環境価値相当額を分けて記載いただいても構いませんが、料金は、契約書第11条に合致する形で請求いただくこととなりますので、その点十分ご留意ください。	令和6年6月11日	